

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部 門 課  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○生活保護法による指定介護機関の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○建築士免許の取消し

○令和2年度における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特  
例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格

○開発行為に関する工事の完了(三件)

(社会福祉課)

(障害福祉課)

(建築宅地課)

(契 約 課)

(建築宅地課)

ページ

一

二

二

四

四

## 告 示

○宮城県告示第二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法  
律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、  
指定介護機関として次のとおり指定した。

令和二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

|                    |                            |                              |                             |                    |
|--------------------|----------------------------|------------------------------|-----------------------------|--------------------|
| 事業所の名称<br>まつやま調剤薬局 | 事業所の所在地<br>大崎市松山金谷字中田八十三番二 | 申請者の名称<br>有限会社エム・イー・コーポレーション | 申請者の所在地<br>大崎市古川南町四丁目一番二十八号 | 指定年月日<br>令和元年十一月一日 |
|--------------------|----------------------------|------------------------------|-----------------------------|--------------------|

○宮城県告示第二百一十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                     |   |                           |                         |                       |
|---------------------|---|---------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 事業所番号<br>○四一〇八〇〇二二三 | 事業所の名称及び所在地<br>ショートステイ ス<br>テップ<br>角田市角田字柳町三十六番地二十六 | 廃止する指定障害福祉サービスの種類<br>短期入所 | 設置者名<br>一般社団法人<br>みなみの風 | 廃止年月日<br>令和二年四月<br>二日 |
|---------------------|---|---------------------------|-------------------------|-----------------------|

○宮城県告示第二百一十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|           |       |                      |               |                      |
|-----------|-------|----------------------|---------------|----------------------|
| 免許取消年月日   | 氏 名   | 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 | 登録番号          | 免許取消しの理由             |
| 令和二年三月十三日 | 武藏 寛  | 二級建築士                | 第四千五十六号       | 建築士法第九条第一項第二号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 石黒 忠之 | 二級建築士                | 第八千八百九十<br>六号 | 建築士法第九条第一項第二号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 吉田 久之 | 二級建築士                | 第一万四千四百<br>十号 | 建築士法第九条第一項第二号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 横山 平藏 | 二級建築士                | 第八百九十七号       | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 阿部 末治 | 二級建築士                | 第二千二百四十<br>四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 鈴木 健一 | 二級建築士                | 第三千三百七号       | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

|           |        |       |               |                      |
|-----------|--------|-------|---------------|----------------------|
| 令和二年三月十三日 | 永井 弘一  | 二級建築士 | 第三千六百三十<br>五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 齋藤 健三  | 二級建築士 | 第二千八百二十<br>一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 立花 充   | 二級建築士 | 第二千二百五十二<br>号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 金須 初美  | 二級建築士 | 第六百六十九<br>号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 伏見 公慈  | 二級建築士 | 第八百二十二<br>号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 佐々木 正和 | 二級建築士 | 第五千五百六十<br>八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 相澤 儀一  | 二級建築士 | 第九千五百十九<br>号  | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 大友 甚助  | 二級建築士 | 第三千三百五十<br>三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 東海林 文雄 | 二級建築士 | 第三千七百三十<br>七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 神村 昭一  | 二級建築士 | 第四千十七号        | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 菅井 滋   | 二級建築士 | 第四十一号         | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 加藤 賛雄  | 二級建築士 | 第六百三十三号       | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 大和田 八郎 | 二級建築士 | 第三千五百三十<br>八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 伊藤 静雄  | 二級建築士 | 第九百七十二<br>号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 千葉 源一  | 二級建築士 | 第五千四百三十<br>五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 武田 行雄  | 二級建築士 | 第四千五百六十<br>四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 勝又 宏   | 二級建築士 | 第五千五百九十<br>四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

|           |         |       |             |                      |
|-----------|---------|-------|-------------|----------------------|
| 令和二年三月十三日 | 櫻井 教男   | 二級建築士 | 第千五百五十六号    | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 千田 晃    | 二級建築士 | 第七百三十三号     | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 茂木 正五   | 二級建築士 | 第千四百二十一号    | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 吉田 嘉壽   | 二級建築士 | 第千六十四号      | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 布田 弘夫   | 二級建築士 | 第千八百八十九号    | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 佐々木 清   | 二級建築士 | 第千三十五号      | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 木村 芳弘   | 二級建築士 | 第一万二千四百八十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 原 勇治    | 二級建築士 | 第千四百五十六号    | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 阿部 久    | 二級建築士 | 第三千四百四十六号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 二佐々木 盛  | 二級建築士 | 第三千二百六十六号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 小山 七男   | 二級建築士 | 第二千二百六十八号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 山口 剛    | 二級建築士 | 第二千七百五十九号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 佐藤 昭一   | 二級建築士 | 第四千四百二十一号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 佐藤 昶男   | 二級建築士 | 第千五百七十六号    | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 宮井 新    | 二級建築士 | 第五千八百九十一号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 片平 壯吉   | 二級建築士 | 第千六百六十三号    | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 田口 次郎   | 二級建築士 | 第六千五百四十七号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 手代木 友太郎 | 二級建築士 | 第千五百五号      | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 加藤 宏治   | 二級建築士 | 第千八百八十六号    | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 佐藤 兵藏   | 二級建築士 | 第四千二百十三号    | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

|           |          |       |           |                      |
|-----------|----------|-------|-----------|----------------------|
| 令和二年三月十三日 | 佐藤 武夫    | 二級建築士 | 第千八百一十一号  | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 川田 榮作    | 二級建築士 | 第二千九百七十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 寺島 榮壽    | 二級建築士 | 第千九百四十号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 菊池 久吉    | 二級建築士 | 第五百八十七号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 成田 恒夫    | 二級建築士 | 第九百三十四号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 郎高山 萬太   | 二級建築士 | 第二千五百五十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 伊藤 誠一    | 二級建築士 | 第三百五十号    | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 郎相澤 千次   | 二級建築士 | 第二千六百十四号  | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 田中 正志    | 二級建築士 | 第八十一号     | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 菊地 利雄    | 二級建築士 | 第三百九十三号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 之助 佐々木 直 | 二級建築士 | 第二千四百八十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 白澤 榮吉    | 二級建築士 | 第四百七十号    | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 鶴 孝志     | 二級建築士 | 第四千八百四十号  | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 郎寒河江 太   | 二級建築士 | 第七千七百号    | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 二階堂 智    | 二級建築士 | 第六百二十一号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 藏平山 多利   | 二級建築士 | 第六千五百二十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 鈴木 茂     | 二級建築士 | 第四千六百六十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 佐々木 衛    | 二級建築士 | 第五千三百三十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 鳴原 喜之    | 二級建築士 | 第六百十七号    | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 福田 昂     | 二級建築士 | 第千三百七十四号  | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

|           |       |       |           |                      |
|-----------|-------|-------|-----------|----------------------|
| 令和二年三月十三日 | 千葉 猛  | 二級建築士 | 第五千二百四号   | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和二年三月十三日 | 田中 正夫 | 二級建築士 | 第八千八百八十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

○宮城県告示第二百十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六百六十七条の五第一項の規定により、令和二年度に宮城県が発注する建築一式工事に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のとおり定めた。

なお、特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとするものは、次の二から八までに定めるところにより申請し、九に定めるところにより承認を受けなければならない。

令和二年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

1 及び2のいずれにも該当する者であること。

1 次の(一)から(三)までのいずれにも該当しないこと。

(一) 施行令第六百六十七条の四の規定に該当する者

(二) 二に掲げる申請に必要な書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(三) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていない者及び同法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていない者

2 建築一式工事に於ける建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値が、九百五十点以上であること。

二 申請に必要な書類

1 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書

2 添付書類

直近の総合評定値通知書の写し（審査基準日が建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書の提出日前一年七月以内のものに限定）

三 申請書類の作成に用いる言語

日本語

四 受付期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで（宮城県の休日を含める条例（平成元年宮城県条例第十号）第一条第一項に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）

五 受付時間

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後五時まで

六 申請書の配布期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで（休日を除く。）

七 申請書の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班

八 申請の方法

提出場所に申請書類を持参すること。

九 資格承認

資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者について、特定調達契約に係る一般競争入札への参加資格を承認し、建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格承認者名簿に記載する。

十 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

十一 資格承認の有効期間

資格承認日から令和三年三月三十一日まで

十二 資格の更新手続

令和三年三月三十一日までに資格申請の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

十三 申請に関する問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班（電話〇二二二二二一三三三五）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年三月二十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市下増田字広浦三十五番百八、三十五番百九、三十五番百十、三十五番百十一、三十五番二百二十一、三十五番二百二十三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市若林区若林二丁目六番十四号  
株式会社藤田興業

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年三月二十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
栗原市志波姫南郷蓮田九十三番百六十一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

栗原市築館薬師一丁目七番一号  
栗原市

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年三月二十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
黒川郡大衡村大衡字尾無四十六番二の一部、四十七番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

富谷市三ノ関太子堂上六番地八  
羽柴 和也